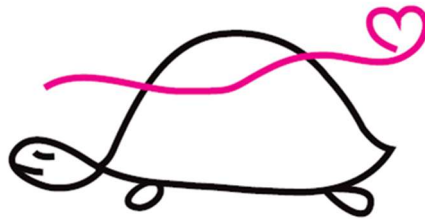


小規模多機能型居宅介護サービス
介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
利用契約書



優っくり村
YUKKURI MURA

社会福祉法人 奉優会
優っくり小規模多機能介護町田森野
東京都町田市森野 4 - 7 - 1 3
TEL 0 4 2 - 8 5 1 - 8 5 2 0

_____（以下「利用者」といいます）と優っこり小規模多機能介護町田森野（事業者）が行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスについて、次のとおり契約します。

介護予防小規模多機能型居宅介護および小規模多機能型居宅介護「優っこり小規模多機能介護町田森野」（以下「事業者」という）は、要支援・要介護認定を受けている利用者に対し、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、「通い・泊まり・訪問」のサービスを提供し、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努めるとともに、利用者の権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接します。

第1条（契約の目的）

事業者は、小規模多機能型居宅介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがい、小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。利用者または利用者代理人は、事業者に対し、そのサービスにかかる料金を支払うことについて定めることを、本契約の目的とします。

第2条（契約期間）

1 本契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日（利用開始日）から利用者の要支援または要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の14日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がなく、かつ利用者が要支援1・2または要介護1～5と認定された場合、本契約は更新されます。以降も同様とします。

第3条（基本内容）

1 利用者が居宅において生活を継続できるよう、①通いサービス ②宿泊サービス ③訪問サービスなどを適切に組み合わせて提供します

2 介護保険の対象外となるサービスを提供する場合は、本契約とは別に契約を締結する必要があります。

第4条 介護予防居宅サービス計画書または居宅サービス計画書および介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえ、利用者および利用者代理人、介護従事者との協議に基づいて、援助の目的や目標、具体的なサービス内容などを記載した居宅サービス計画書等および小規模多機能型居宅介護計画書等を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後もその実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更します。
- 3 利用者および利用者代理人は、いつでも介護計画の変更を事業者に申し出ることが出来ます。事業者は、明らかに変更の必要がないときや利用者および利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成または変更した場合、その内容を利用者および代理人に説明し同意を得たうえで、交付します。
- 5 事業者は、利用者に対して介護計画を提供したことを記録し契約終了後2年間保管します。利用者または利用者代理人から請求があった場合は、閲覧または複写物を交付します。

第5条（介護サービスの内容）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条の介護計画に基づき、介護保険給付対象サービスとして以下の項目を包括的に提供します。
 - ①食事・排泄・入浴（清拭）、着替えなどの介助
 - ②日常生活上の世話
 - ③日常生活における機能訓練
 - ④健康管理
 - ⑤相談、援助
- 2 介護計画が作成されるまでの間であっても、利用者がその状態や有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供します。
- 3 事業者は、本条の各種サービスを提供するにあたり、利用者または利用者代理人に対して重要事項を説明し、同意を得たうえで交付します。
- 4 事業者は、原則として身体的拘束や利用者の行動制限を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、時間・期間を定めて身体拘束を行うことがあります。

身体拘束が必要な場合は利用者および家族に説明をし、同意を取ります。

その態様や時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由等は記録し、開示請求があった場合には応じます。
- 5 事業者は、保健医療サービスや福祉サービスを提供するほかの機関との密接に連携し利用者の利用状況等を把握します。
- 6 事業者は、本条の各種サービスの提供するにあたり、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように、その心身の状況に応じて利用者の処遇に努め、画一的なサービスとならないよう配慮します。

第6条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、利用者が病気又は負傷などにより検査や治療が必要となった場合、またはその他必要と認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとります。
- 4 前項の場合、利用者もしくは利用者代理人が特に希望する医療機関を有する場合には、その希望する医療機関を優先します。（急変時の医療機関の指定を行ってください。）

第7条（利用料等の支払い）

- 1 利用者、利用者代理人又は保証人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます
- 3 事業者は、利用者、利用者代理人又は保証人に対し、毎月20日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者、利用者代理人又は保証人は事業者に対し、前項の利用料等を当月27日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者、利用者代理人又は保証人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者、利用者代理人又は保証人に対し、領収証を発行します。

第8条（契約の終了事由、契約終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。
 - ① 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 利用者又は利用者代理人が第9条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
 - ④ サービス提供地域外へ転居した場合
 - ⑤ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合

⑥ 1 か月以上の料金の滞納した場合

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、第10条に基づき、予告期間において理由を示した文章をもって通知することにより、本契約を解除することができます。

3 事業者は、本契約が終了し、利用者が契約を解約する際には、利用者の心身の状況、利用者および利用者代理人の希望、解約後の環境等を考慮し、必要な援助を行います。

第9条（利用者からの契約解除）

利用者および利用者代理人は事業者に対し、いつでも14日の予告期間において本契約を解除することができます。

第10条（事業者からの契約解除）

1 事業者は利用者および利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、30日の予告期間において本契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするにあたっては、第2号を除き、利用者および利用者代理人に十分な弁明の機会を設けます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヵ月間滞納し、事業所の催告に応じなかったとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去が必要とされたとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者または利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第11条（即時解約）

1 次の各号に該当する場合、事業者は文書により通知することで、直ちに本契約を解除することができます。なお、②から⑥の場合、事業者は、利用者および利用者代理人に理由を示した文書を交付します。

- ① 利用料金の支払が遅延し、直ちに支払うよう事業者が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合。
- ② 利用者または利用者の成年後見人・任意後見人・代理人・家族・利用者の関係者等(以下、「家族等」という)が、職員に対して、暴力・セクハラ行為・暴言等を行い、または誹謗中傷するなどして、サービス提供の続行が困難な場合。
- ③ 利用者または家族等から、職員への特定の団体への加入や物品の購買等の執拗な勧誘により、サービス提供の続行が困難な場合。
- ④ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。

- ⑤ 上記のほか、利用者または家族等が本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
- ⑦ 天災、法令の改廃、その他のやむを得ない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

第12条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万一の事故に備え、損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品に通常の保守・管理の範囲を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第13条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供上で知り得た利用者および家族、利用者代理人等に関する個人情報や秘密について、正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後も第三者に漏らしません。
- 2 あらかじめ文書により利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず一定の条件のもとで情報を提供することができます。

第14条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第15条（契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項および疑義が生じた場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者および利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

第16条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）を連帯して保証します。利用者代理人が第7条の規定により契約者本人として事業者に対して債務を負う場合も同様です。本契約が更新された場合においても、同様と

します。

2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を上限度とします。

3 連帯保証人から請求があったときは、事業者は遅滞なく、主たる債務者の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額など民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。

優っこり小規模多機能介護町田森野の利用にあたり、利用者に対して上記の内容を説明し、同意を得て、利用契約書を交付しました。

説明年月日	令和 年 月 日
所在地	〒194-0022 東京都町田市森野4-7-13
法人名	社会福祉法人奉優会
代表者名	香取 寛
事業所名	優っこり小規模多機能介護町田森野
説明者氏名	神吉 美弥子 印

私は、事業者から優っこり小規模多機能介護町田森野に関する上記の内容の説明を受け、その内容について同意し、利用契約書の交付を受けました。

年月日	令和 年 月 日		
利用者住所	〒 _____		
利用者氏名	印		
利用者代理人住所	〒 _____		
利用者代理人氏名	印	続柄	
連帯保証人住所	〒 _____		
連帯保証人氏名	印	続柄	

※極度額を3,000,000円と限度する

本書2通を作成し、利用者、利用者代理人、連帯保証人および事業者各署名押印して1通ずつを保有します。